

子ども・子育て支援新制度について

平成25年9月14日

1 子ども・子育て支援新制度創設の背景

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設

子ども・子育て関連3法公布(H24.8.22)

- ① 子ども・子育て支援法
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化
- ③ 関係法律整備法
児童福祉法など55の関係法律について整備

これらの法律は、一部を除き、早ければ平成27年4月施行予定

2 子ども・子育て支援法の概要(基本指針案の概要)

○市町村は、基本指針に即して、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載した市町村子ども・子育て支援事業計画を策定。

○基本指針案の主な内容

◎子ども・子育て支援の意義

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・子ども・子育て支援とは、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

◎制度に関する基本的事項

- ・市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体。
- ・子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。

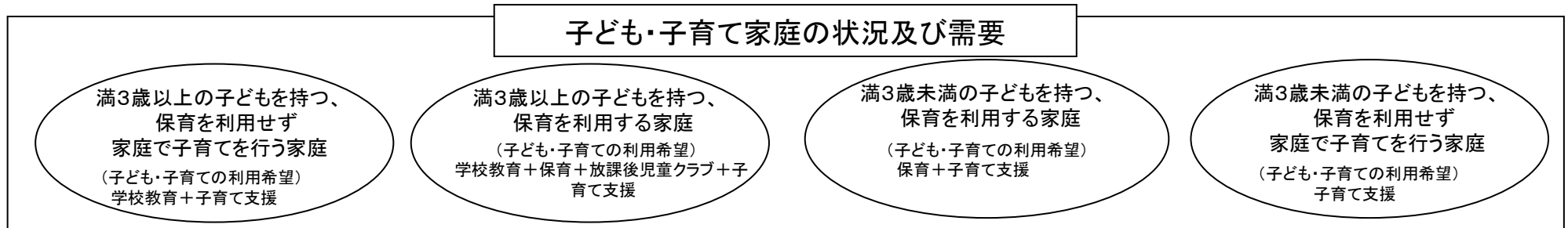
◎地方自治体の事業計画の作成指針

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援施策の充実と仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要。

2 子ども・子育て支援法の概要(市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①)

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

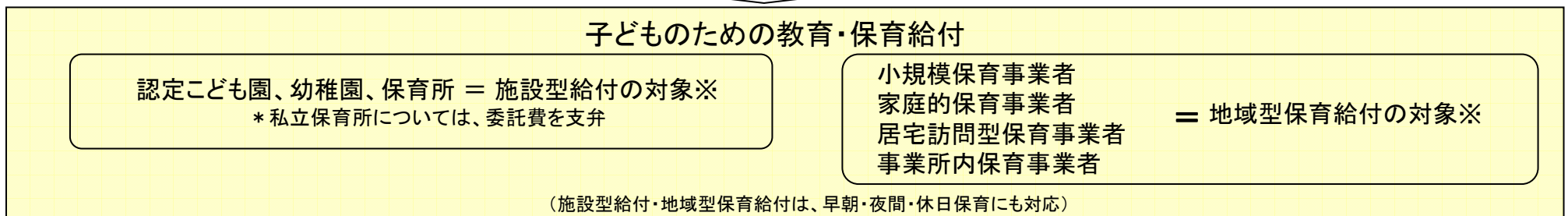


需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備



地域子ども・子育て支援事業

- | | | | |
|---------------|------------------------------------|--------------|------------------------------|
| ① 利用者支援事業【新規】 | ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 | ⑧ 一時預かり | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規) |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑨ 延長保育事業 | ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ③ 妊婦検診 | ⑦ ファミリーサポートセンター事業 | ⑩ 病児・病後児保育事業 | |
| ④ 乳幼児家庭全戸訪問事業 | | ⑪ 放課後児童会 | |
- ※対象事業の範囲は法定

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2 子ども・子育て支援法の概要(市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②)

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定(第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

2 子ども・子育て支援法の概要(市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③)

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。
→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」 →地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3 認定こども園法の改正の概要

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

